【参考：用船等契約書等の例】

用船等契約書（案）

　○○漁業協同組合（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

第１条　乙は、○○改革計画（認定日：　年　月　日）に基づいて漁業操業を実施する。

２　乙は、水産業体質強化総合対策事業実施要綱及びもうかる漁業創設支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅延無く行うものとする。

（期間）

第２条　契約期間は、平成　年　月　日から平成　年　月　日までとする。

（使用漁船等）

第３条　○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

　：　　　 　　　　　：

　：　　　　　　　　　：

　：　　　　　　　　　：

　：　　　 　　　　　　：

　：　　　　　　　　　：

　：　　　　　　　　　：（使用貸借権又は自己所有船）

　：

２　乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

 　(資格名称) 　（船名：　）（船名：　）（合　計）

　　船長 １ １ ２

 　 機関長 １ １ ２

 　 一等航海士 １ ０ １

 　 　　・

　　　　・

　　その他乗組員 １０ ５ １５

 　合　　計 ○○ ○○ ○○

３　乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。

４　この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は○○港とする。

５　漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲及び乙が立合いの上確認するものとする。

６　漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は○○港とする。ただし、甲及び乙が協議して変更できるものとする。

７　第８条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日の７日前までに乙に通知するものとする。

（費用等）

第４条　○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する人件費、燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材（個人的消費に供されるものを除く。）に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。

３　使用終了の際、甲及び乙が立合いの上積載中の燃油の数量を確認し、前条第５項の規定により甲が確認した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

（漁獲物の取扱等）

第５条　本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

２　乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

（漁業操業費用の支払）

第６条　本契約による漁業操業費用は、１箇月につき金「　　　　　　千円」とし、甲は、当該操業に係る費用のうち、１箇月につき金「　　　　　　千円」（うち消費税額　　　　円）を乙に支払う。

２　前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したものとする。

３　１か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、２４時間未満の端数は１日として計算する。ただし、日割計算した額に１円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

４　漁業操業費用について、甲は乙と協議の上、乙から適法な支払い請求書を受理した日から３０日以内に全部又は一部を支払うものとする。

５　乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第１項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

６　甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

７　本操業期間終了後、本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売金額から甲が返還する助成金額を差し引いた後の残額については、第１項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができるものとする。

８　第１項及び前項において甲から乙に支払われた金額で賄えない漁業操業費用については、乙の負担とする。

（不可抗力の免責等）

第７条　不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了するものとする。

２　前項の場合、甲は乙に実際に運航した日までに要した第６条に定める漁業操業費用を支払うものとする。

３　乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

（解約）

第８条　次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

　（１）乙がストライキ等により連続して２０日以上の間運航しなかったとき。

　（２）乙がこの契約の条項に違反したとき。

　（３）甲がこの契約を必要としなくなったとき。

　（４）自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。

　（５）「もうかる漁業創設支援事業実施要領」（平成２１年４月１日付け２０水管第２９０６号水産庁長官通知）第１の５の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の中止等を命ぜられたとき。

　（６）乙が次の各号の一に該当すると認められるとき。

　ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

　イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

　ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

　（７）乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

　ア　暴力的な行為

　イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

　ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

　エ　偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

　オ　その他前各号に準ずる行為

２　甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

３　前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

（事情変更）

第９条　経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（秘密保持）

第１０条　甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないよう厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

（別途協議）

第１１条　この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙各１通保有する。

　　平成　　年　　月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　 甲 ○○県○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　○○漁業協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　代表理事　○○○○

 乙　○○県○○○

 ○○○○